

議案第80号

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成15年静岡市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号から第4号までの規定中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条第2号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3号中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第18条とする。

第16条第3号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2項中「第4条第5項」を「第4条第7項」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（研修の機会の確保）

第10条 浄化槽保守点検業者は、前条第1項の浄化槽管理士に対し、規則で定めるところにより、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修を受ける機会を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。